

使用料はこのようになっています。

ホール基本使用料

区 分	料 金			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平 日	8,000円	13,000円	15,000円	36,000円
土・日・休	10,000円	16,200円	18,700円	44,900円

[注] 楽屋・冷暖房料金は無料です。

使用料の割増・割引

●割増の場合

◆入場料等を徴収するときは、基本使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算します。

入場料等の最高額が1,000円未満のとき……………5割

入場料等の最高額が1,000円以上のとき……………10割

●割引の場合

◆ホールの舞台のみをリハーサル等に使用するときの使用料は、基本使用料(入場料
その他を徴収する場合は、その割増料金を加算した額)の3割相当額とします。

◆次の場合は、使用料を減額することができます。

●学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の

学校が使用するとき

……………5割減

●公益上有益と認め市が使用者と共同して使用する(共催)とき

……………5割減

●公益上有益と認め市が後援するとき

……………3割減

後援承認証等減免理由が
確認できる書類をご持参
下さい。